

国分寺市 農業委員会だより

第52号

 市内農地面積:132.93ha
(令和5.1.1現在)

令和6年度表彰受賞者

国分寺市農業委員会等では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者への表彰事業を行っています。受賞された皆様、誠におめでとうございます。



(写真左から) 鈴木会長、寺本桂一様

(写真後列左から) 田中議長、鈴木会長、鈴木筆頭理事
(写真前列左から) 内藤宏和様、佐藤慎太郎様、中村直美様、中村克之様、原和正様、鈴木孝幸様

顕彰・表彰名	氏名	地区	部門
第64回企業的農業経営顕彰 東京都知事賞	中村 克之 様 直美 様	内藤	野菜
第44回農業後継者顕彰 東京都知事賞	佐藤 慎太郎 様	恋ヶ窪	野菜
第44回農業後継者顕彰 東京都農業会議会長賞	内藤 宏和 様	内藤	果樹
令和6年度農業功労者表彰	原 和正 様	戸倉	—
令和6年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	寺本 桂一 様	中藤	果樹
令和6年度国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会長賞)	鈴木 孝幸 様	恋ヶ窪	野菜

生産緑地に追加指定しませんか

市では、毎年**生産緑地の追加指定申請**を受け付けています。生産緑地にすることで得られるメリットや行為制限、過去10年間の指定件数等と、指定までのスケジュールは以下のとおりです。

メリット

- ・固定資産税が農地課税。
(市街化区域畑の約1/500)
- ・相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。



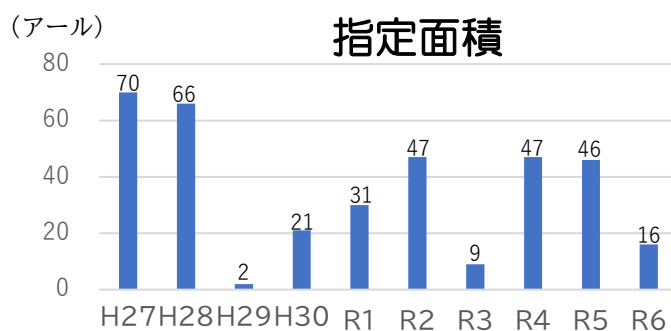
行為制限

- ・原則農業用施設以外への転用不可。
- ・30年間の肥培管理義務。
- ・行為制限を解除するには、市長に買取り申出※が必要です。

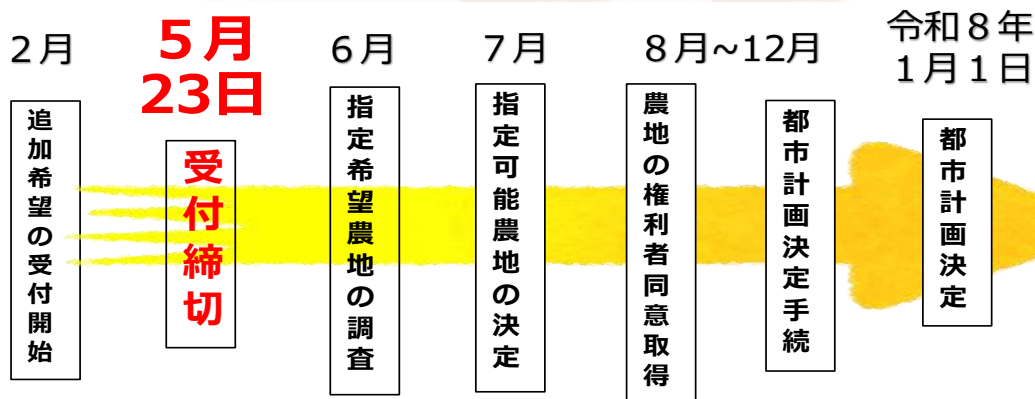
※買取り申出を行うためには、相続等の事由が必要となります。



直近10年間の追加指定件数と面積



指定までのスケジュール



追加指定や買取り申出については、**市まちづくり計画課まで御連絡**ください。
(TEL : 042-312-8664)

地区別懇談会を開催しました

令和6年11月に、市内2会場で地区別懇談会を開催しました。今回は、後継者・若者向けの内容として企画し、(一社)東京都農業会議の松澤事務局次長から「都市農業・農地の継承に備えて」をテーマに御講演をいただいたほか、経営規模拡大を目的に市内の都市農地の貸借を行っている後継者へのインタビュー等を行いました(写真参照)。また、同会議の金井主任から農業者年金の説明もいただきました。本懇談会では、2会場合計24名の農家が参加し、JA東京むさし国分寺地区役員・職員を交えて質疑応答も行いました。



▲写真：インタビューに応答する榎戸秀晃さん(写真左)、佐藤慎太郎さん(写真右)

農業者同士の都市農地貸借が進んでいます

都市農地(生産緑地)の農業者間貸借が進んでいます。令和6年4月からの約1年で新規貸借5件、更新1件がありました。農地の維持管理にお悩みで、貸借を御希望の方は、お近くの農業委員又はJA東京むさし国分寺支店指導経済課(042-324-2116)まで御相談ください。
なお、現在までの市内における都市農地の貸借は下表のとおりです。

	貸借開始時期	地域	貸借面積(㎡)	貸借の種別	相続税納税猶予制度 適用の有無
1	令和3年4月～	並木町	743	使用貸借	×
2	令和3年11月～ (令和6年11月更新)	北町	3,285.78	使用貸借	×
3	令和5年6月～	並木町	839	使用貸借	×
4	令和6年4月～	北町	3,694	使用貸借	○
5	令和6年6月～	東元町	2,173	使用貸借	×
6	令和6年9月～	戸倉	2,114	使用貸借	○
7	令和7年2月～	北町	955	使用貸借	×
8	令和7年4月～ (予定)	北町	2,733	使用貸借	○

令和6年農地転用の届出の内訳

農地を農地以外にする場合、農業委員会へ農地転用の届出が必要です。農地以外にするための工事開始の2週間前までに必要書類を用意の上、市農業委員会事務局まで届出をお願いします。なお、市内において、令和6年の農地転用届の内訳は下表のとおりです。

種別	件数	筆数	面積
農地法第4条 (所有者が変わらない農地転用)	13件	25筆	約0.6ha
農地法第5条 (所有者が変わる農地転用)	34件	79筆	約4.4ha
全 体	47件	104筆	約5.0ha



5.0 ha とは
どれくらいなの？



5.0 ha とは、新しい国分寺市役所の
庁舎が4つ以上建ってしまうほどの大きさです。
市内では、直近10年で農地が約14%減少しています。
一度、農地転用してしまうと、元に戻すには多くの
時間・費用等がかかります。農地転用は、
慎重に検討しましょう。



農業者年金に
加入しましょう

農業者年金は積立方式の、農業者のためだけの公的年金です。支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税にもなります。

加入対象は次の全てを満たす方です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者



全国農業新聞を
購読してみませんか

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙で、農業や食、担い手に関する各地域の紹介や農業委員会の取組、農政の動きなどの情報をお届けしています。(月4回金曜日発行)

月 700円 (税込)
(年 8,400円)